

# 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地 補助金の更なる延長に関する要望

## 要望の要旨

本市では、応急仮設住宅の集約による既存産業用地の回復や土地区画整理事業による産業用地の整備を進めておりますが、事業用地の提供に時間を要し、平成33年3月末の事業完了期限まで本制度を活用しきれない状況にあります。

つきましては、本制度に関し、交付申請期限を平成31年3月末から平成33年3月末まで、事業完了期限を平成33年3月末から平成35年3月末まで、それぞれ2年の延長を要望します。

また、事業完了期限等の課題が生じた場合には、再延長を含め、復興の状況を踏まえた柔軟な措置を求めます。

## 要望の理由

平成25年度に創設された本制度は、平成27年度に申請期間と事業期間についてそれぞれ3年間の延長が決定し、申請期間が平成30年度末まで、事業期間は平成32

年度末までとされております。

本市では、8次公募までに38件が採択され、今後の企業立地と雇用創出が期待されるところであります。

しかしながら、震災により、事業所数及び従業者数は大幅に減少し、震災前の水準には程遠い現状であるほか、再建した事業者においても販路が回復しない等多くの課題を抱えております。

このような中、新たな企業立地や雇用の創出は必須であり、企業の新規立地にかかる費用を補助する本制度は、雇用創出による本市の産業復興に対し極めて効果的であるとともに、その果たす役割は非常に大きなものがあります。

現在、平成28年に策定した「被災者自立再建促進プログラム」に基づき、既存の産業用地や市有地に建設した応急仮設住宅の集約を行っているほか、土地区画整理事業による産業用地3地区の整備を進めておりますが、事業用地としての提供には時間を要する状況であります。

つきましては、本制度の交付申請期限及び事業完了期限について、それぞれ2年の延長を要望します。